

山口県冷凍空調設備工業会
青年部分科会規約

(目的)

第1条 この規約は本工業会（山口県冷凍空調設備工業会）の分科会としての青年部について必要事項を定め、もって青年部の円滑な運営を図る事を目的とする。

(名称)

第2条 山口県冷凍空調設備工業会 青年部（以下青年部）と称す。

(青年部会員の資格)

第3条 青年部の会員は、本工業会の会員たる事業所でその事業承継者。または、裁量の権限のある管理職で重要な地位にある者、地方代理店又は支店の管理権を持つ人、代表者並び若手経営者とする。

(事業)

第4条 青年部は事業経営に対する研修並び会員相互の親睦を図るため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦を図るための会合
- (2) 事業経営、技術の向上を図るための講習及び研修会
- (3) 本工業会の事業に対する協力

(青年部役員を選任及び任期)

第5条 (1) 部会長 1名
(2) 副部会長 若干名

役員任期は本工業会の役員改選に合わせ、再選を妨げない。
補充のために選任された役員任期は残された者の残任期間とする。
役員選任は本工業会の理事会で決める。

(役員職務)

第6条 部会長は、青年部を代表して会務を総括する。
2. 副部会長は部会長を補佐し、必要に応じ部会長の職務を代行する。

(部会・委員会)

第7条 青年部は、必要により部会・委員会を置くことができる。

(部会合)

第8条 自己啓発に努めるため研修会を開催する。

(事業年度)

第9条 本工業会の事業年度に同じく、毎年10月1日に始まり翌年9月30日に終わるものとする。

(その他)

第10条 この規約に定めのない事項にあつては本工業会の理事会が決定する。

(付則)

この規約は、平成26年4月24日から施行する。